

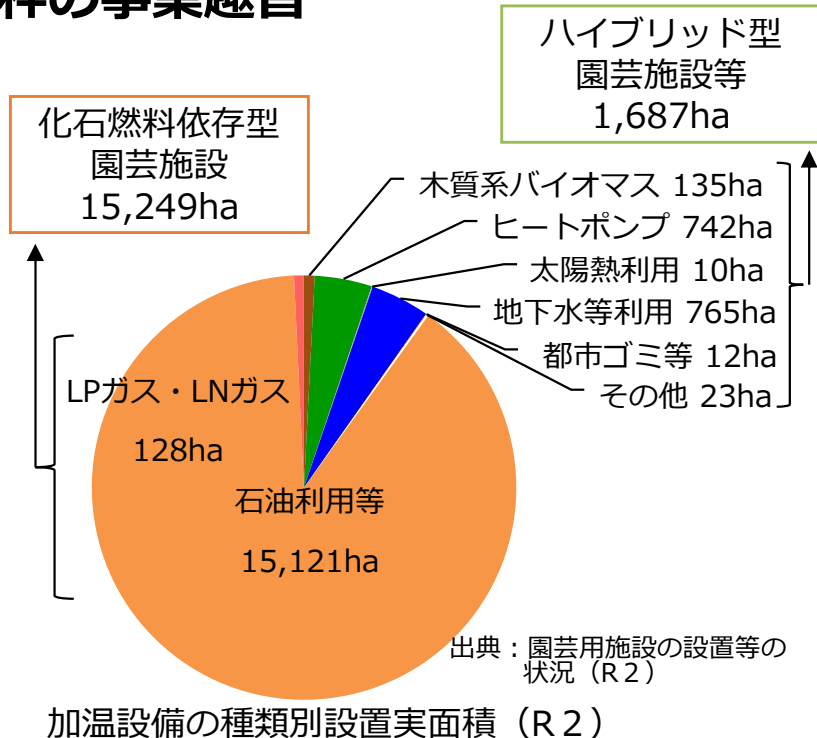
産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠について (収益性向上対策(生産支援事業)の特別枠)

1. 施設園芸エネルギー転換枠の事業趣旨

・現状、施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラー(約9割)であり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっている。



省エネ化と経営の安定化を図るため、加温設備を有する施設園芸産地を対象に、新たに「施設園芸エネルギー転換枠」(20億円)を設けて、枠の範囲内で、ヒートポンプ等の省エネ機器や内部設備のリース導入等を支援する。



2. 具体的な支援内容

(1) 支援の内容

産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)において以下のいずれかの成果目標を設定した場合、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス、低コスト耐候性ハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機(以下「省エネ機器」という)及び循環扇等の内部設備のリース導入等を支援する。

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
- ② 燃油使用量の15%以上の低減

基金事業における配分基準についても、「取組主体事業計画の目標値」について当該枠では燃油使用量の低減目標を選択できるよう追加。

(2) 交付対象経費

産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等のリース導入等に要する経費やこれらの設置費(※)とする。ただし、省エネ機器を有さないパイプハウス等については、省エネ機器のリース導入等を必須とし、内部設備のみのリース導入等は不可とする。

(※) 原油価格高騰の長期化が懸念される中、農業者負担を減らしつつ、施設園芸のエネルギー転換を進めるため、引き続き、設置費は臨時的に対象とする。

(3) その他留意事項

当該特別枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

そのほか、支援対象や面積要件等については産地生産基盤パワーアップ事業の基本的な考え方と同様。



Q A を裏面に整理

3. Q & A

(問1) 施設園芸エネルギー転換枠ではどのような取組が支援対象となるのか。

- 1 現状、施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラーであり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっている。省エネ化と経営の安定化を図るため、加温設備を有する施設園芸産地を対象に、新たに「施設園芸エネルギー転換枠」を設けて、枠の範囲内で、ヒートポンプ等の省エネ機及び内部設備のリース導入等を支援する。（既存の収益性向上対策でも省エネ機器の導入は可能であったが、施設園芸のエネルギー転換を主眼とした産地パワーアップ計画を策定できるものとして、R3補正から新たに当該枠を設けたところ。）
- 2 生産支援事業（基金事業）は本来ならば設置費は対象外であるが、燃油価格高騰の状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、臨時的に省エネ機器等の設置費も対象とすることとした。
- 3 また、当該枠はエネルギー転換を推進する特別枠であるため、化石燃料を使用する加温設備（重油ボイラー等）を有さないハウスは支援対象外である（例えば、重油ボイラーのないパイプハウスに当該枠を利用してヒートポンプをリース導入する取組は支援対象とならない）。加えて、省エネ機器の単純な更新、省エネ機器を有さないハウスへの内部設備のみの導入は支援対象外である。

(問2) 既存の産地パワーアップ計画がある場合、どのように計画を立てればよいのか。

- 1 施設園芸エネルギー転換枠は、まさに施設園芸のエネルギー転換を図ることを目的とした枠であり、既存の計画と趣旨が異なることから、既存の産地パワーアップ計画と別に新たに産地パワーアップ計画を立てることができるものとする。

(問3) 成果目標の考え方可ん。

- 1 成果目標として以下のいずれかの目標を設定することとしている。
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
 - ② 燃油使用量の15%以上の低減
- 2 具体的には、成果目標①は、産地における全体の加温栽培面積のうち、省エネ機器を導入した加温栽培面積を目標年度までに産地全体の50%以上とすることを指す。
- 3 成果目標②は、省エネ機器等のリース導入等により、産地における燃油使用量（購入量）を目標年度までに15%以上低減することを指す。

※ 産地の取り方は産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）と同様に、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれるものとする。